

災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所長(以下「甲」という。)と〇〇〇〇株式会社代表取締役(以下「乙」という。)とは、宇都宮国道事務所所管施設等の災害応急対策業務(以下「業務」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条 目的

本協定は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所が管理または工事中の施設等(以下「所管施設」という。)が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等(以下、「災害」という。)の発生、または発生の恐れがある場合において、業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第2条 協力要請

甲は、所管施設に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、「業務」の要請を行う。

第3条 業務内容

甲が乙に対し要請を行う「業務」の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 緊急点検(パトロール)
所管施設等に災害が発生し、または発生が予想される場合における、損壊箇所等被害の把握と報告を行う。
- ② 緊急措置
道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および危険箇所の注意喚起、交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。
- ③ 道路啓開
緊急車両の通行確保(原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置)を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。
また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。
- ④ 応急復旧
道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。
また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。
- ⑤ 防災訓練
甲等が主催する訓練、講習会等(県外開催を含む。)に、参加するものとする。なお、参加に伴う費用は乙が負担するものとする。
- ⑥ 異常降雪時の対応
異常降雪時には、パトロール、凍結防止剤の散布、道路除雪、チェーン規制・通行止め規制等を実施する。

第4条 業務の実施区間

「業務」の実施区間は、別紙－2のとおりとする。

- 2 災害の被災状況により協定者に連絡がつかない区間、又は、協定を辞退して協定者が不在の区間が発生した場合及び災害の発生状況等により、上記で規定する区間以外(県外を含む)

についても業務を要請する場合がある。

第5条 建設機械等の報告

乙は、あらかじめ「業務」実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械並びに使用可能な資材、労力(以下「建設資機材等」という。)の数量等を把握し、書面により報告するものとする。

- 2 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲に、書面により報告するものとする。
- 3 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。
- 4 乙の災害時責任者(現場代理人相当、補助者)が異動等により変更になった場合は、速やかに甲の担当者へ連絡するものとする。

第6条 建設機械等の提供

甲及び乙は、それぞれから要請があった場合、特別な理由がないかぎり、相互に建設資機材等を提供するものとする。

第7条 出動の要請

甲は、乙に対して第2条に基づき「業務」の実施を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。

- 2 気象庁による震度情報の発表で、宇都宮国道事務所管内において震度6弱以上を観測した場合、又は確認した場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙は出動し、緊急点検を開始するものとする。
- 3 協定区間⑥の乙は東京都23区内において震度6弱以上の地震が観測された場合、甲からの要請があったものとして出動し、「道の駅ごか」に参集し、新4号の「道の駅ごか」から「国道16号」間の緊急点検を開始するものとする。
- 4 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。
- 5 乙は、出動した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。
- 6 除雪による出動については、降雪予測の72時間又は48時間前を目処に甲が乙に必要な区間に対して協力依頼するものとする。
- 7 その後、除雪の出動要請をする場合は、出動時期、及び場所等を甲が乙に連絡するものとする。

第8条 契約の締結

甲は、第7条に基づき、乙に出動を要請(防災訓練除く)したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

第9条 協定の解約

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの事実や情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

第10条 業務指示

「業務」の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長(以下「出張所長」という。)、又は管理第二課長(出張所長が通信不能の場合)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第7条による甲の出動要請が不可能な場合は乙の判断により業務を行うことができるものとする。

- 2 前項の乙の判断により業務を行った場合においては、その内容を遅滞なく甲に報告するものとする。

第11条 業務の実施報告

- 乙は、第7条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し業務を実施するものとする。
- 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間・体制及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。
 - 緊急点検(パトロール)については、甲の指定する日報様式(ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記)に記載し、出張所長に提出するものとする。

第12条 業務の完了

乙は、「業務」が完了したときは、直ちに出張所長へ書面により報告するものとする。

第13条 費用の請求

乙は「業務」完了後、当該業務(防災訓練除く)に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

第14条 費用の支払

甲は第13条の既定による請求の提出を受けたときは、内容を精査し第8条に基づき支払うものとする。

第15条 第三者に及ぼした損害

「業務」の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、その損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

- 甲、乙双方の責に帰すべからずものにより、第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

第16条 有効期限

この協定の有効期限は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

第17条 その他

この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
宇都宮国道事務所長 上原重賢 印

乙 ○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○ 印